

京都市告示第 4 4 1 号

京都市私道の変更又は廃止の手續に関する条例第 3 条の規定に基づき、建築基準法第 42 条第 2 項の道路の廃止の承認をいたしましたので、同条例第 4 条の規定に基づき告示します。

その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成 23 年 3 月 3 日

京都市長 門 川 大 作

1 承認事項

指定 番号	指定 年月日	道路の 幅員	道路の 延長	道路の位置	道路廃止の申請者
第 5856 号	平成  23. 2. 14	メートル  4. 00	メートル  31. 91	京都市西京区山田平尾町 32-3 (一部), 32-9 (一部), 33-1 (一部), 34-1 (一部), 34 - 2 (一部), 34-6 (一 部) 及び松尾山田経 17 号 線における 32-3, 32-8, 32-9, 33-1, 34-1, 34- 2, 34-6 の各地先	有限会社緑樹 代表取締役 小島 平造

2 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第 1 条に定める本市の休日を除く日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで (ただし、正午から午後 1 時までを除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)